公告第30号

入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

令和8年10月13日

分任契約担当官
陸上自衛隊小倉駐屯地
第366会計隊小倉派遣隊長　平野　勇治

1 工事概要

(1) 工事名　：　山田訓練場電力線補修工事

(2) 工事場所：　山田訓練場

(3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
用途(電気通信)
既設引込電力線撤去・新設、鋼管ポール新設

(4) 工期　：　令和9年3月31日（水）まで

(5)　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)　防衛省における令和7・8年度年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、九州防衛局 に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　以下の表の示す防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級）以上であること

工事区分	格付
電気	C
電気通信	C

(5)　平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記2(4)の工事を施工した実績を有すること　（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
　なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。
　また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6)　(5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7)　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
　ア　平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。
　　なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
　イ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(8)　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 第366会計隊小倉派遣隊が発注した「2(4)と同種の工事」のうち2021年度以降2026年度までに完成・引き渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65 点以上であること。

(10)　上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(12) 鹿児島県、宮崎県、熊本県、福岡県、佐賀県、大分県及び長崎県に2(4)の工事区分　に対応する工事業許可に基づく本店、支店 又は営業所が所在すること。

(13)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等
(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒804-0841 福岡県北九州市小倉南区北方5－1－1 陸上自衛隊小倉駐屯地　第366会計隊小倉派遣隊 担当　平野 TEL　093-962-7681（内線345） FAX　093-962-2719

②仕様書に関する問い合わせ先
〒804-0841 福岡県北九州市小倉南区北方5－1－1 陸上自衛隊小倉駐屯地業務隊　管理科営繕班 担当　　梅村 TEL　093-962-7681（内線317）

(2) 入札説明書の掲載期間等
　ア 交付期間：令和8年10月13日（火） から　令和8年10月26日（月） まで
　（行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。） の毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

　イ 掲載場所
　　西部方面会計隊HP

(3) 申請書及び資料の提出期限等
　ア 提出期限: 令和8年10月26日（月）午後5時00分まで
　イ 提出方法: 持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）
　　又は電子メールにより提出（366fin_kokuradet_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp）

(4) 入札書の受領期限等
　ア　受領期限：令和8年11月10日（火）
　イ 提出方法：3 (1)①の担当部局に持参又は郵送等する。
　ウ　郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び現着(担当者)の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること

(5) 開札の日時及び場所
ア 日時　　:令和8年11月11日(水)午前10時00分
イ 場所　　:第366会計隊小倉派遣隊　入札室

4 その他
(1)　手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金:免除

(3)　契約保証金 :免除
　ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合において当該契約不適合を保証する特約(2年間)を付したものに限る。)を付するものとする。
　この場合の保証金額は、請負代金の10 分の1以上とする。

(4)　入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ 入札金額及び入札者氏名が判明しがたい入札
エ 暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
オ その他入札に関する条件に違反した入札

(5)　落札者の決定方法
　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6)　配置予定監理技術者の確認
　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の 監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
　なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7)　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査 (以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。

(8)　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9)　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 契約書作成の要否 :要

(11) 関連情報を入手するための照会窓口: 上記3(1)①に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
　上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

(14)　低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(15) 資料のヒアリングを行う。

山田訓練場電力線補修工事

工事名	山田訓練場電力線補修工事	図面番号	1/6
図名	表紙	縮　尺	――
陸上自衛隊小倉駐屯地業務隊		令和8年9月30日	

仕　　様　　書

1　工事名
山田訓練場電力線補修工事

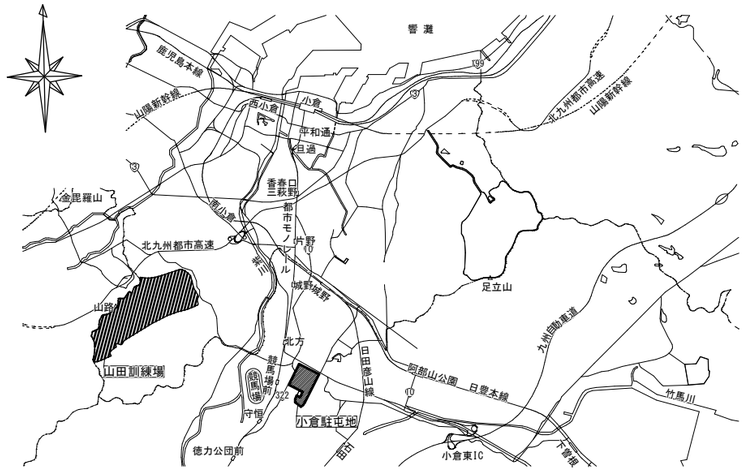
2　工事場所
福岡県北九州市小倉北区山田町２　陸上自衛隊小倉駐屯地　山田地区

3　工事概要

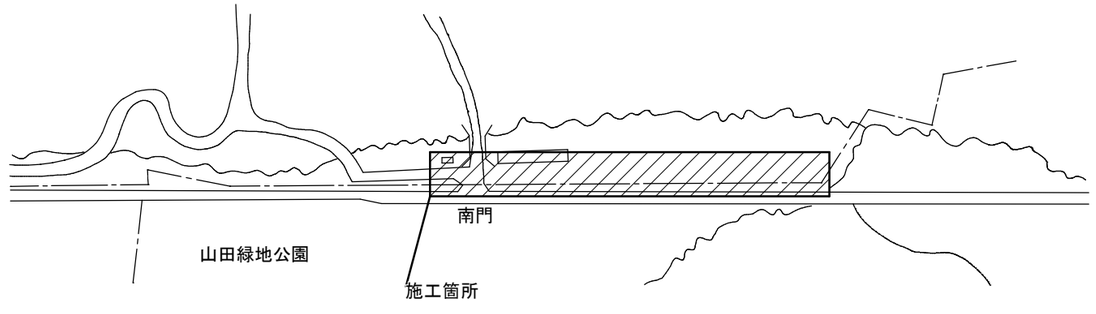
(1)	既設引込電力線撤去・新設	１式
(2)	鋼管ポール新設	１式
(3)	土工事	１式
(4)	その他付帯工事	１式

4　一般事項
(1)　本工事は、本仕様書によるほか「建築工事共通仕様書（電気設備編）」、メーカー仕様及び関係諸法規によるものとする。
(2)　受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「建設業法」に基づき、施工体制台帳の作成等について、法令を遵守のうえ実施するものとする。
(3)　着工前に必ず現地にて監督官と打合せをするものとする。
(4)　本工事の写真は、着工前、主要な作業状況、竣工後及び監督官の指示する箇所を撮影するとともに、工事後隠蔽となる部分は確実な写真管理を実施するものとし、工事完了後、Ａ４判工事写真帳に整理して監督官に一部提出するものとする。
(5)　本仕様書等に記載なき事項といえども、技術上当然施工すべき事項については、請負者の負担において実施するものとする。
(6)　工事は他の施設に損傷を与えないよう十分注意して実施することとし、万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原状に復旧するものとする。
(7)　本仕様書及び工事に際し、疑義を生じた場合は、監督官と協議のうえ実施するものとする。
(8)　本工事に使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受け、合格したものを使用する。
(9)　本工事にあたっては、火災予防、安全管理に十分留意するものとする。
(10)　本工事で生じた発生材のうち、監督官が指示する鉄屑等については、種別毎に整理したうえで指定場所へ搬入し、所定の調書を添えて官側に引き継ぐものとする。その他の発生材については請負者の責任において全て構外へ搬出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処分するものとする。
(11)　本工事に必要な電力及び給水等は官給しないものとし、電気は発電機、給水は水タンクの搬入を基本とする。
(12)　作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
(13)　本仕様書に記載されている寸法等は標準寸法であるため、施工に先立ち現場調査のうえ実施するものとする。
(14)　官側が求める書類の提出をもって完成検査を実施するものとする。

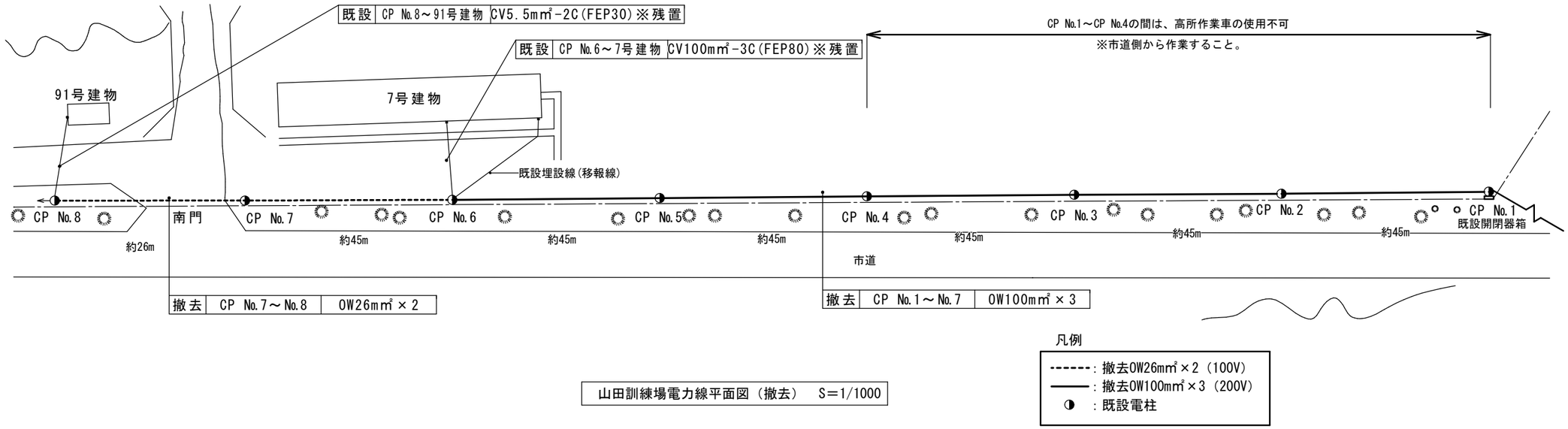
5　特記事項
(1)　使用材料は、承認図を提出し、監督官の承認を得ること。また、納入仕様書も２部提出すること。
(2)　高所作業車が進入できない箇所は、敷地外の市道から作業するものとし、道路使用許可申請については、請負者が実施するものとする。
(3)　ボックス内の接続は、自己融着テープ等を使用し、防水処置を行うこと。
(4)　建柱に際し、ポールの根入れは１／６以上とする。
(5)　作業完了後、絶縁測定を実施し、測定結果報告書を作成し、２部監督官、１部を電気保安協会に提出すること。
(6)　施工日時については、平時０８３０～１６００の間とし、官側の運営に支障がないよう監督官と協議を実施するものとする。特に停電作業は、綿密に監督官と協議するものとする。
(7)　一般事項に示す金属屑の搬入指定場所は、小倉駐屯地内とする。
(8)　施工箇所に樹木があるが、北九州市管理の樹木であるため、支障となる樹木枝の枝打ち作業は、監督官と協議するものとする。



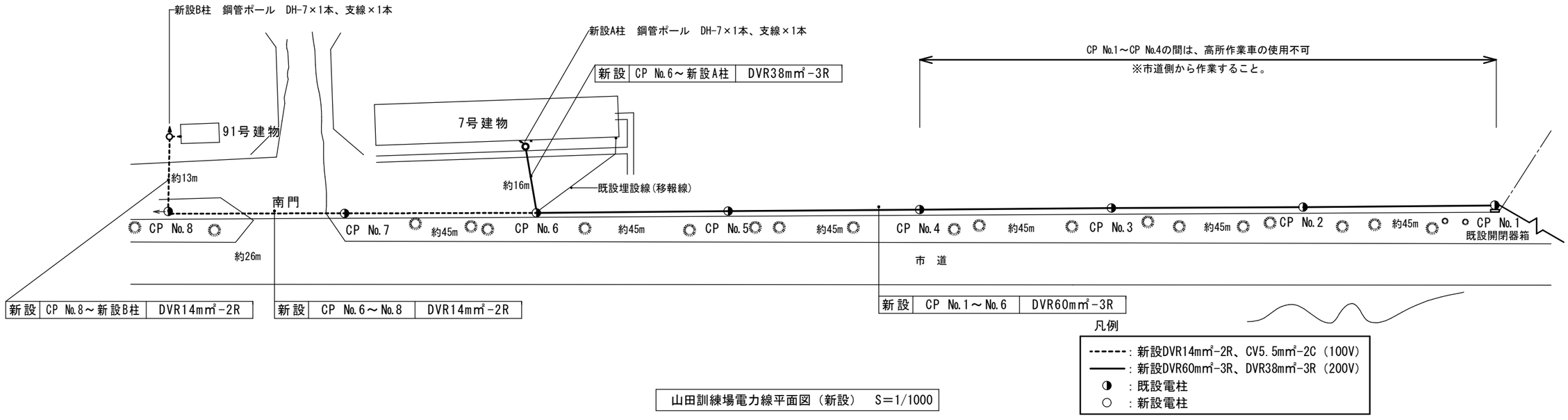
駐屯地案内図　Ｓ＝１／Ｘ



工事名	山田訓練場電力線補修工事	図面番号	2/6
図名	仕様書・案内図・配置図	縮　尺	図示
陸上自衛隊小倉駐屯地業務隊		令和8年9月30日	

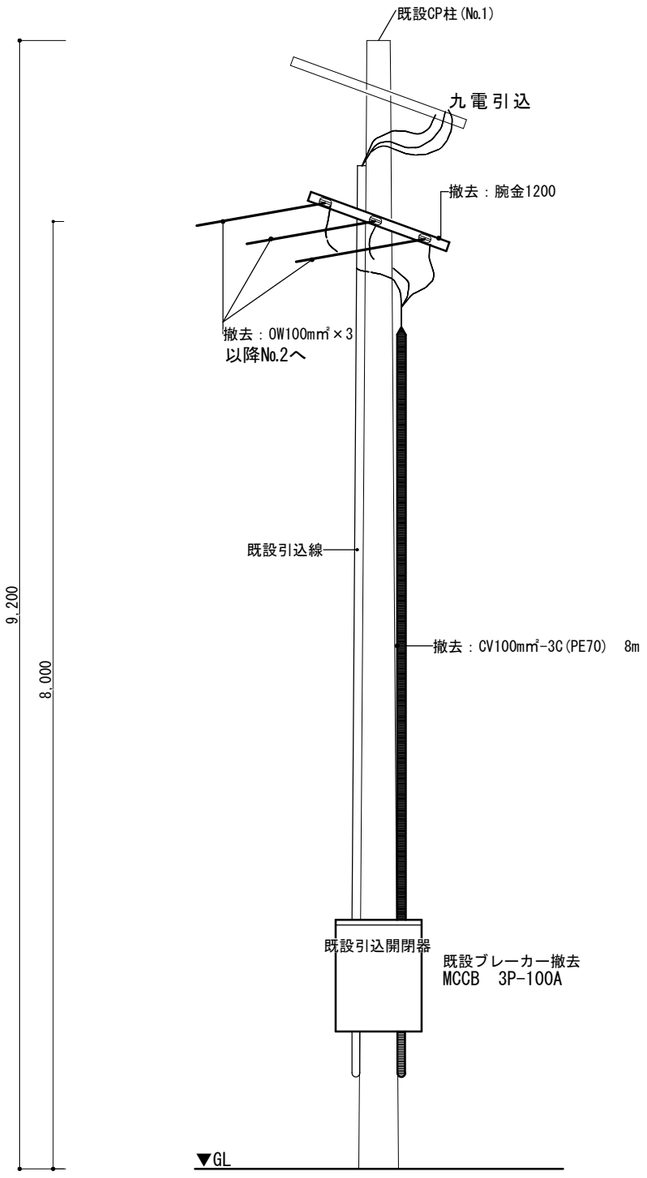


山田訓練場電力線平面図（撤去） S=1/1000

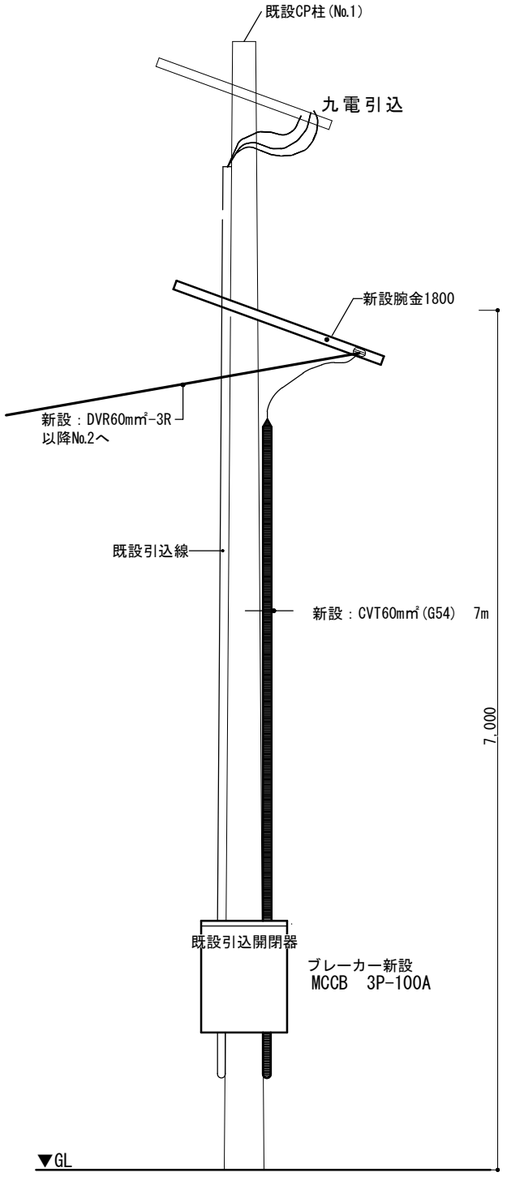


山田訓練場電力線平面図（新設） S=1/1000

工事名	山田訓練場電力線補修工事	図面番号	3/6
図名	山田訓練場電力線平面図（撤去・新設）	縮 尺	図示
陸上自衛隊小倉駐屯地業務隊		令和8年9月30日	

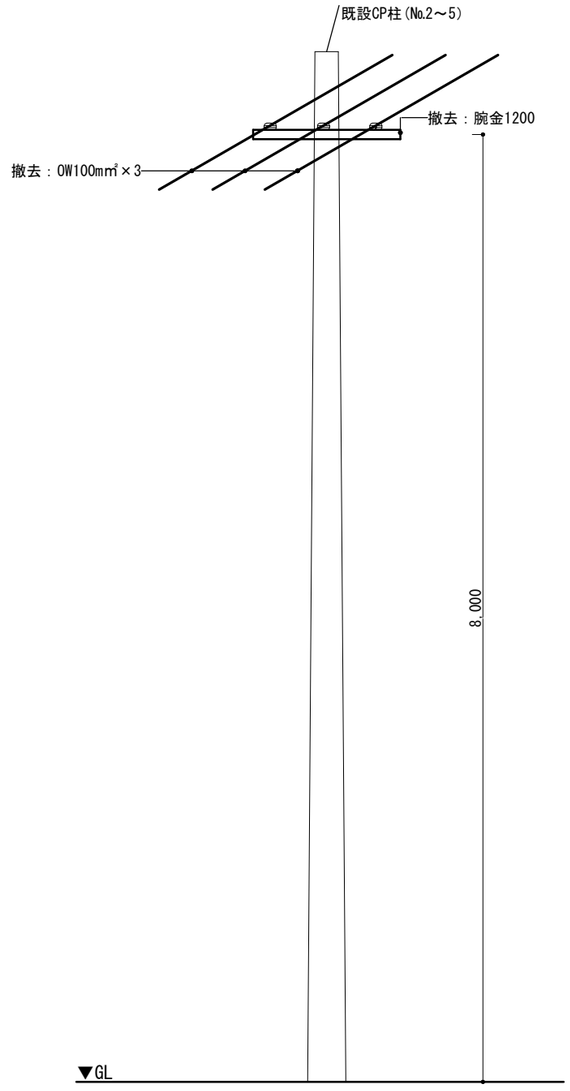


撤去

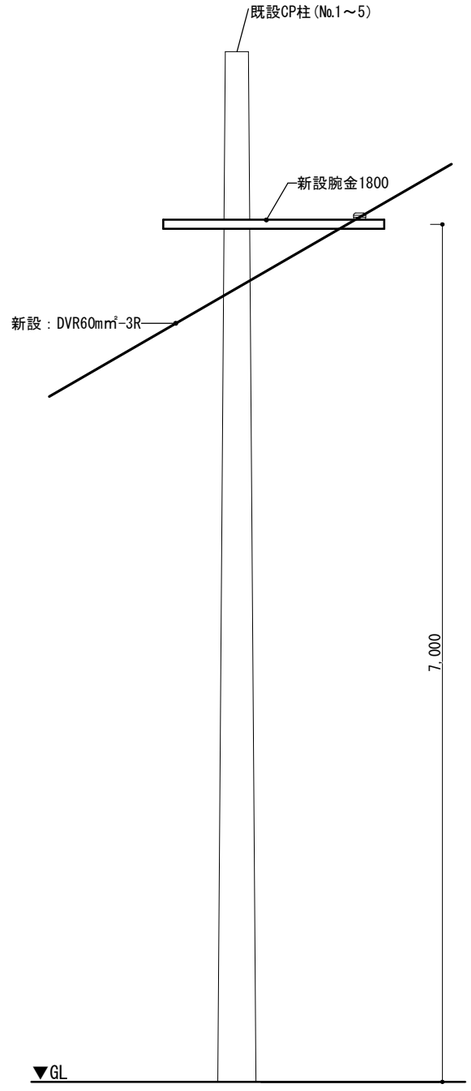


新設

CP No.1立面図　S＝1/50



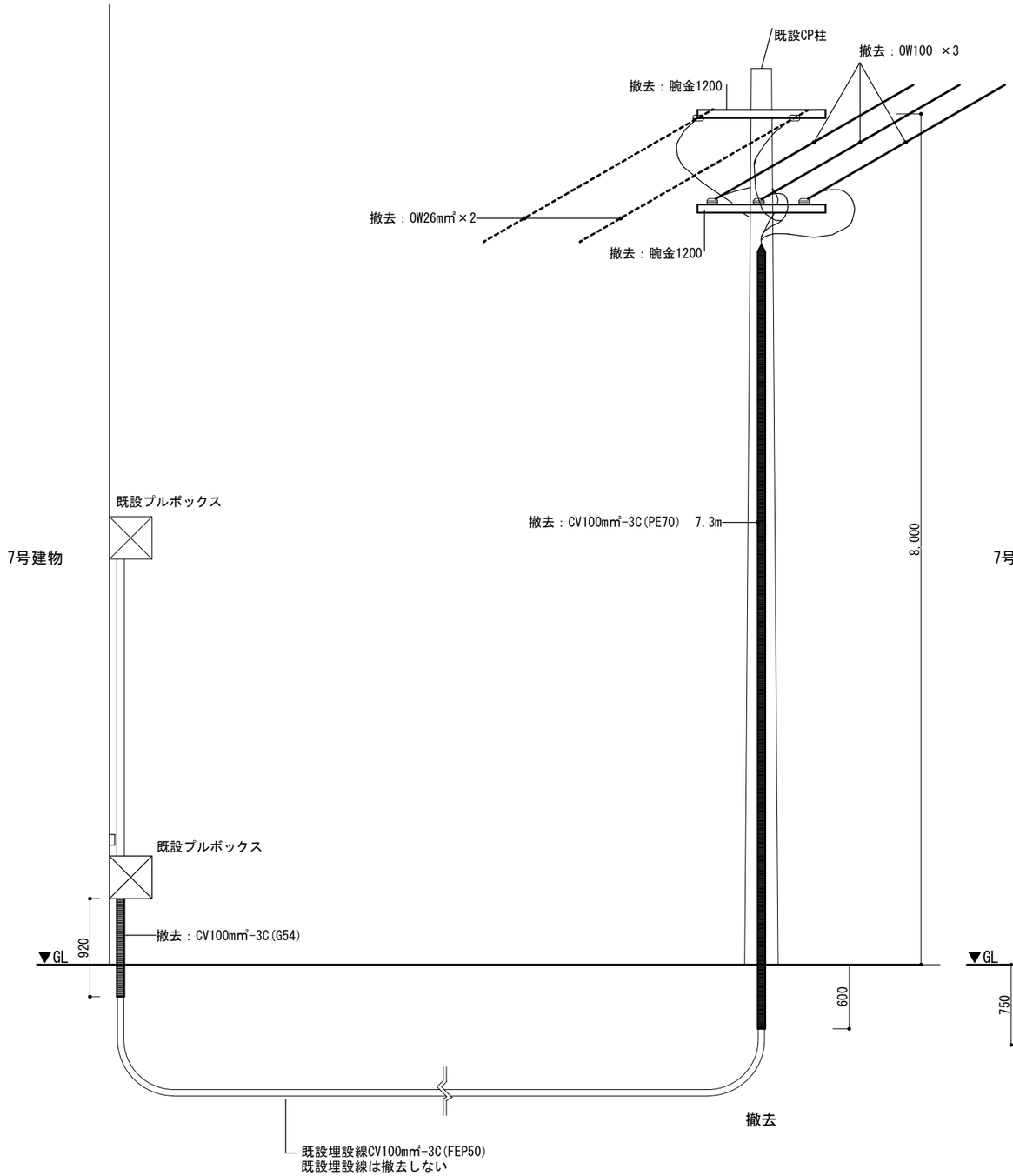
撤去



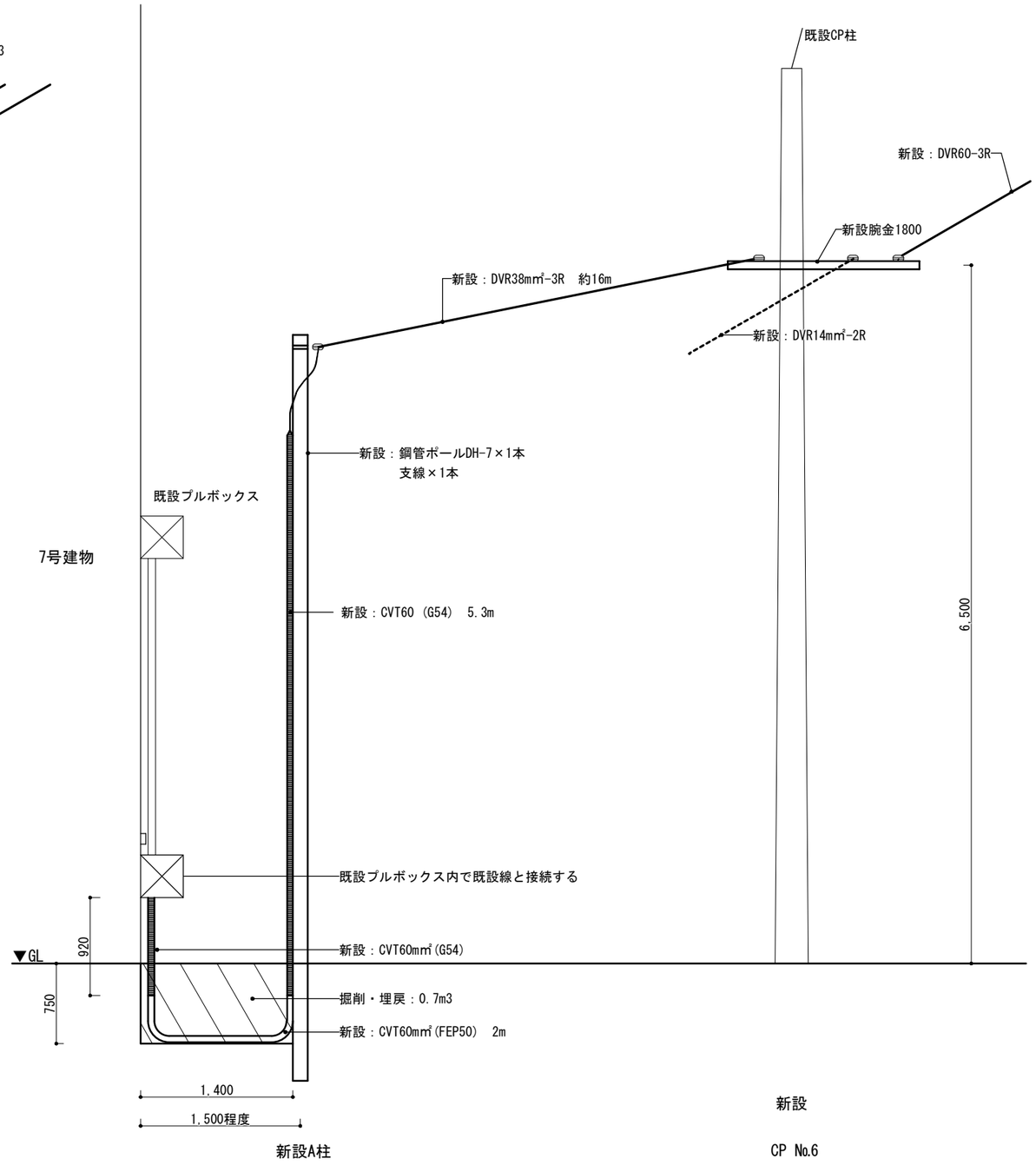
新設

CP No.2～No.5立面図　S＝1/50

工事名	山田訓練場電力線補修工事	図面番号	4/6
図名	CP No.1～No.5立面図(撤去・新設)	縮　尺	図示
陸上自衛隊小倉駐屯地業務隊		令和8年9月30日	

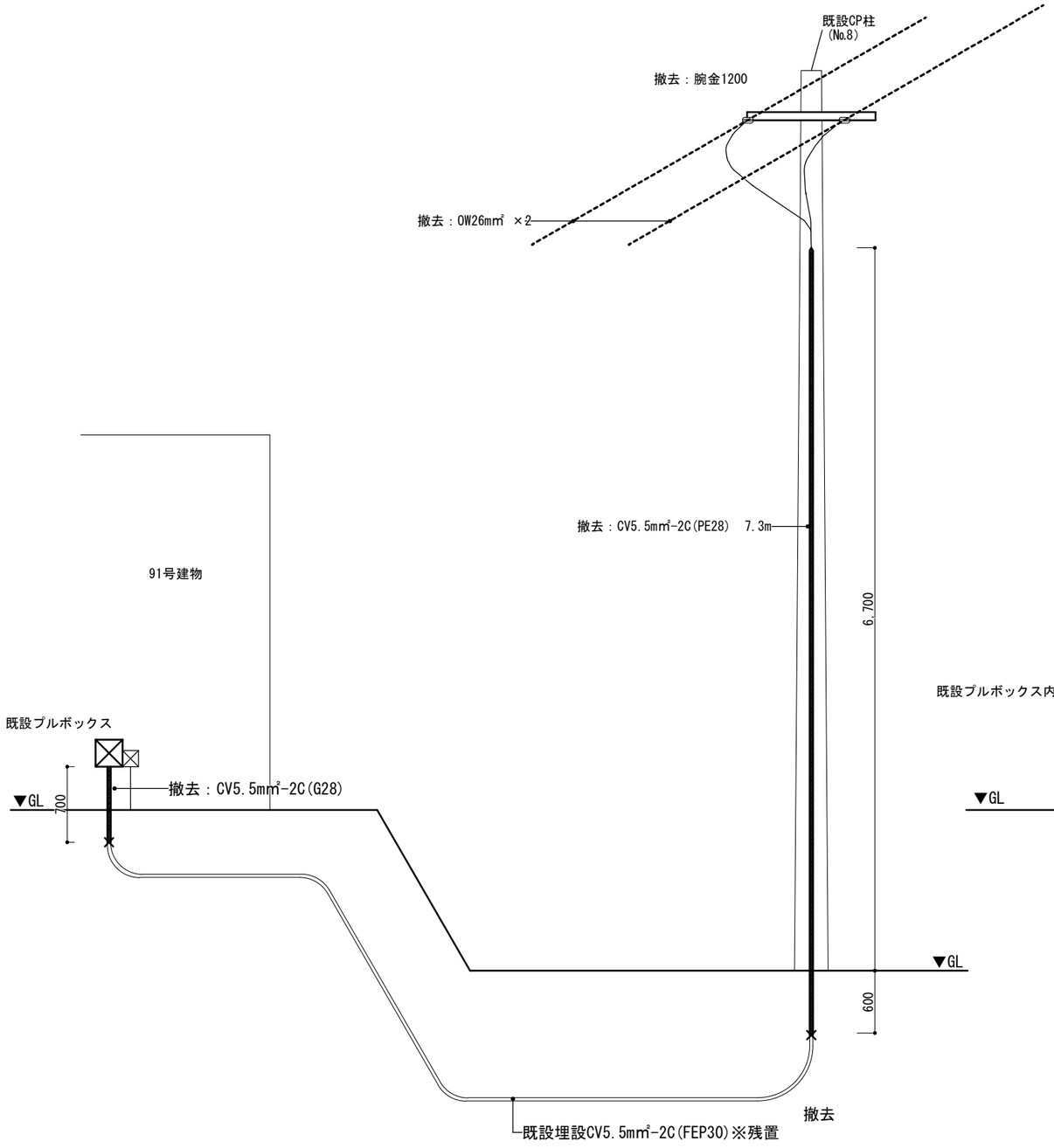


7号建物～CP No.6立面図(撤去)　S＝1/50

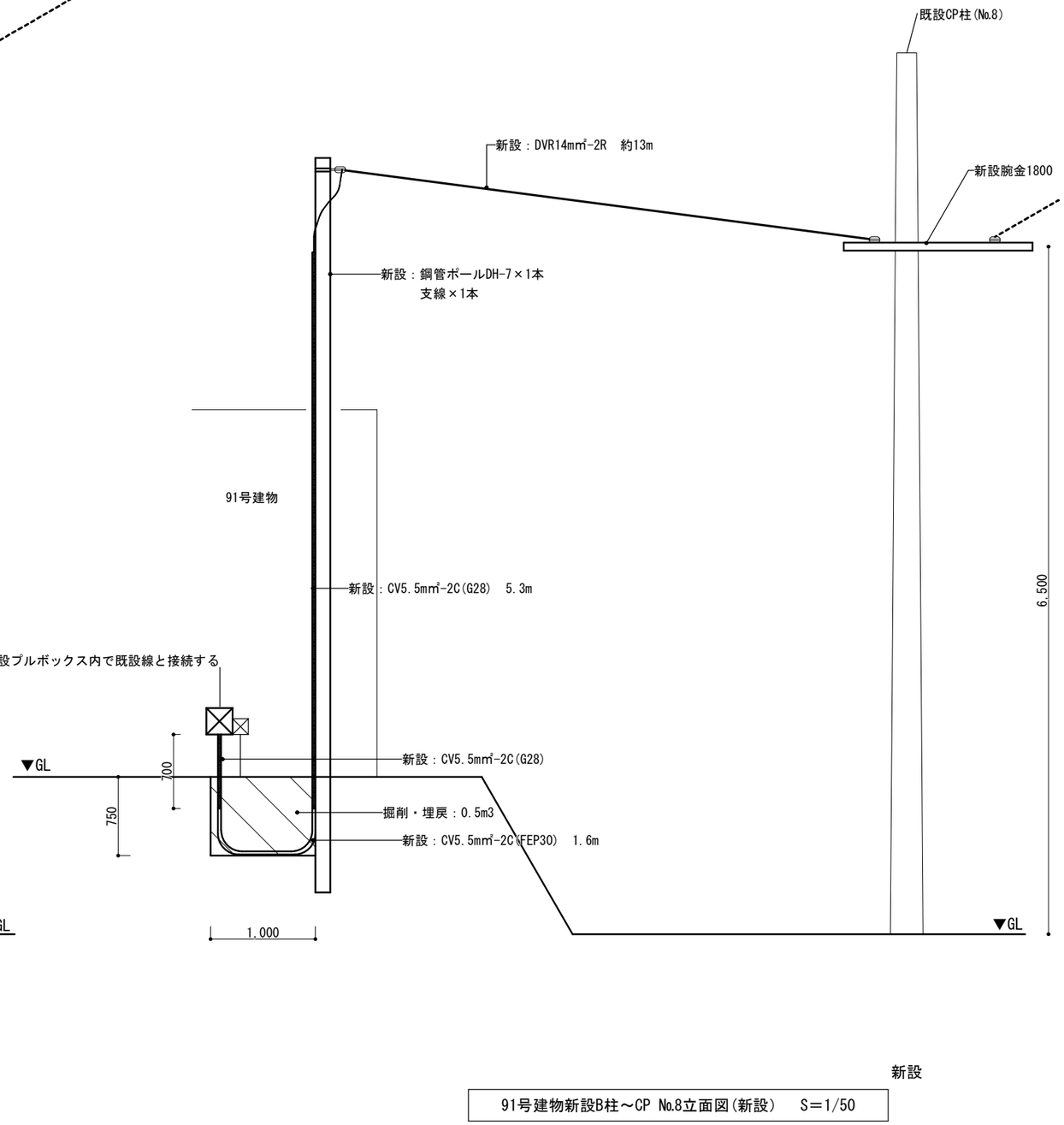


7号建物新設A柱～CP No.6立面図(新設)　S＝1/50

工事名	山田訓練場電力線補修工事	図面番号	5/6
図名	CP No.6・新設A柱立面図(撤去・新設)	縮　尺	図示
陸上自衛隊小倉駐屯地業務隊		令和8年9月30日	



91号建物～CP No.8立面図(撤去)　S＝1/50



91号建物新設B柱～CP No.8立面図(新設)　S＝1/50

工事名	山田訓練場電力線補修工事	図面番号	6/6
図名	CP No.8・新設B柱立面図（撤去・新設）	縮　尺	図示
陸上自衛隊小倉駐屯地業務隊		令和8年9月30日	

入 札 説 明 書

第366会計隊小倉派遣隊の山田訓練場電力線補修工事に係わる入札公告に基づく入札等については、関連法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　入札公告日 :　令和8年10月13日（火）

2　契約担当官等
ア　契約担当官:　分任契約担当官　陸上自衛隊小倉駐屯地　第366会計隊小倉派遣隊長　平野　勇治
イ　住　所:　〒804-0841　福岡県北九州市小倉南区北方5－1－1

3 工事概要
(1) 工事名 :　山田訓練場電力線補修工事

(2) 工事場所 :　山田訓練場

(3) 工事内容及び工事範囲 :別冊図面及び仕様書のとおり

(4) 工期 :　令和9年3月31日（水）まで

(5) 使用する主要な資機材 :仕様書のとおり

(6) その他
本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

4 競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、4(4)に示す級別の格付を受け、九州防衛局 に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 以下の表の示す防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級）以上であること。

工事区分	格付
電気	C
電気通信	C

(5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記4(4)の工事を施工した実績を有すること （建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13．12．9）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19．7．30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．3．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28．3．31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。
また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事 （平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
ア 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。
（原則、着工から完成まで従事している。）
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。
イ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
ウ 配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 第366会計隊小倉派遣隊が発注した「4(4)と同種の工事」のうち2021年度以降2026年度までに完成・引き渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65 点以上であること。

(10) 上記(3)1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。）。
なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
(ｱ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2の規定による子会社等を いう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
(ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
イ 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
(ｱ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である 取締役
(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
d 組合(共同企業体を含む。)の理事
e その他業務を執行する者であって、aからbまでに掲げる者に準ずる者
(ｲ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第 1項の規定により選任された管財人(以下管財人という。)を現に兼ねている場合
(ｳ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) 鹿児島県、宮崎県、熊本県、福岡県、佐賀県、大分県及び長崎県に2(4)の工事区分 に対応する4(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

5 設計業務等の受注者等
上記4(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。
ア 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業

6 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒804-0841 福岡県北九州市小倉南区北方5－1－1 陸上自衛隊小倉駐屯地 第366会計隊小倉派遣隊 担当 平野 TEL 093-962-7681(内線345) FAX 093-962-2719

②仕様書に関する問い合わせ先
〒804-0841 福岡県北九州市小倉南区北方5－1－1 陸上自衛隊小倉駐屯地業務隊 管理科営繕班 担当 梅村 TEL 093-962-7681(内線317)

7　競争参加資格の確認等

(1)　本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていること条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間：　令和8年10月26日（月）午後5時00分まで
（行政機関の休日を除く）の毎日午前8時30分から午後5時まで
（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出（366fin_kokuradet_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp）

ウ 提出場所：上記6①に同じ。

(2)　申請書は、別紙第1により作成すること。

(3)　資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成23年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（属紙第2）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（属紙第3)に記載する工事が、平成23年度以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を1件記載する。記載様式は別紙第2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚に記載する。

イ　配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ　工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第4に記載すること。

エ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(4)　競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和8年10月30日（金）までに通知する。

(5)　その他
ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
ウ　提出された申請書等は、返却しない。
エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
オ　申請書等に関する問い合わせ先：上記6①に同じ。

8　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。
ア 提出方法
書面（様式は自由とする。）を上記6に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。
イ 提出期間
上記7(4)の通知の日から令和8年11月4日（水）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日
午前8時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）。
ただし、最終日は午前10時00分まで

(2)　契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、令和8年11月5日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9　入札説明書に対する質問

(1)　入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。
ア　書面（様式は自由とする。）を上記6①に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。
イ　提出期間：　令和8年10月14日（水）　から　令和8年10月30日（金）まで
（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）。
ただし、最終日は午前10時00分まで。郵送等による場合は提出期限前日の午後5時00分必着。

(2)　(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。
ア　期　間　：　令和8年11月4日（水）　から　令和8年11月10日（火）まで
（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）。
イ　提出場所：上記6①に同じ。

10　入札方法等
(1) 入札書の提出方法等
ア　提出期間：　令和8年11月10日（火）
午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
イ　提出場所：　上記6①に同じ。
ウ　提出方法
入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。
また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。
なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金：免除

(2)　契約保証金 ：免除
　ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限る。）を付するものとする。
　この場合の保証金額は、請負代金の10 分の1以上とする。

12　工事費内訳明細書の提出

(1)　第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。

(2)　工事費内訳明細書の作成方法
ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法、数量、） 単位、単価、金額等を記載したものとする。
イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。
ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3)　工事費内訳明細書の提出方法等
ア　提出期間：上記10(1)アに同じ
イ　提出場所：上記10(1)イに同じ
ウ　提出方法：上記10(1)ウに同じ

(4)　提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5)　工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、属表第2の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8)　提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9)　工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13　開札

(1)　開札の日時及び場所

ア　開札日時：令和8年11月11日（水）午前10時00分

イ　開札場所：第366会計隊小倉派遣隊　入札室

(2)　開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3)　開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4)　(3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5)　第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

(6)　情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、様式第3（運用通知の別紙様式第3）から様式第6（運用通知の別紙様式第6）までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。

提出された資料では情報保全に係る履行体制について 適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。

提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

14　入札の無効

(1)　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲資格のないものは競争参加資格のない者に該当する

(2)　(1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15　落札者の決定方法

(1)　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2)　(1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。

くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3)　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

16　配置予定監理技術者の確認
　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が 確認された場合、契約を結ばないことがある。
　なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17　別に配置を求める技術者
　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が第366会計隊小倉派遣隊で入札日から過去2年以内に完成した工事あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4(7)に定める要件と同一の要件（4(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

(1)　65点未満の工事成績評定を通知された者

(2)　契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3)　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。

(4)　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。
　なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。
　また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その指名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

18　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除よう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

19　契約書作成の要否等
　別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

20　支払条件　　前金払：協議により、応じる
　　中間前金払又は部分払：応じない

21 火災保険付保の要否：要

22　再苦情申立て
　契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことが できる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
(1)　提出期間：　　令和8年11月18日（水）
（行政機関の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに行うこと。

(2)　提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先：上記5①に同じ

23　関連情報を入手するための照会窓口 ：上記6①に同じ

24　その他
(1)　入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3)　申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4)　落札者は7(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

(5)　代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。

(6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(7)　競争参加資格確認資料のヒアリング
競争参加資格確認資料のヒアリングを次の要領で行う。
ア　日　時　:令和8年8月31日から令和8年9月11日
イ　場　所　:〒804-0841福岡県北九州市小倉南区北方5－1－1陸上自衛隊小倉駐屯地　第366会計隊小倉派遣
TEL　093-962-7681(内線345)
ウ　その他企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。
なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

別紙第１

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書 （例）

分任契約担当官
陸上自衛隊小倉駐屯地
第366会計隊小倉派遣隊長　　平野　勇治　　殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名　　印

令和8年10月13日付けで入札公告のありました山田訓練場電力線補修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当する者でないこと、入札説明書４（１０）、（１１）の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

１ 入札説明書7(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面

２ 入札説明書7(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

３ 入札説明書7(3)エに定める契約書の写し
（契約書の写しの提出を求める場合のみ）

４ 入札説明書7(3)ウに定める工程表を記載した書面
（工程表の提出を求める場合のみ）

以上

注１） 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注２） ４項は提出者のみ記載して下さい。

別紙第２

同種の工事の施工実績（例）

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	百万円単位
	工期	令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日
	受注形態	単体／JV（出資比率）
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	その他	
CORINS登録の有無		有（CORINS登録番号　　）　　無

注）　１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

２　CORINS登録の有無について、いずれかに〇を付す。

「有」に〇を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に〇を付した場合は契約書の写しを添付すること。

３　記載する工事が、平成23年度以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、

当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙第３

配 置 予 定 の 技 術 者（例）

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項目		主任技術者又は監理技術者
氏名		
最終学歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する）
	工期	令和　年　月　日～令和　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS登録の有	有（CORINS登録番号 ） 無
申請時における他工事の従事状況等	工事名	
	発注者名	
	工期	令和　年　月　日～令和　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有	有（CORINS登録番号 ） 無

注）　１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

２　CORINS登録の有無について、いずれかに〇を付す。

「有」に〇を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に〇を付した場合は契約書の写しを添付すること。

３　記載する工事が、平成23年度以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、

当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙第１

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

0
0
0

令和8年10月13日付けで入札公告のありました山田訓練場電力線補修工事に係る
競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当する者でないこと、
入札説明書４（１０）、（１１）の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないこと
を誓約します。

記

１ 入札説明書7(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面

２ 入札説明書7(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

３ 入札説明書7(3)エに定める契約書の写し
（契約書の写しの提出を求める場合のみ）

４ 入札説明書7(3)ウに定める工程表を記載した書面
（工程表の提出を求める場合のみ）

以上

注１） 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金
の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注２） ４項は提出者のみ記載して下さい。

別紙第２

同種の工事の施工実績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	
	受注形態	
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	
	その他	
CORINS登録の有無		有（CORINS登録番号　　）　無

注）　１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

２　CORINS登録の有無について、いずれかに〇を付す。

「有」に〇を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に〇を付した場合は契約書の写しを添付すること。

0

当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙第3

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項目		
氏名		
最終学歴		
法令による資格・免許		
工事概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	
	従事役職	
	工事内容	
	CORINS登録の有	有 （CORINS登録番号 ） 無
申請時における他工事の従事状況等	工事名	
	発注者名	
	工期	
	従事役職	
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有	有 （CORINS登録番号 ） 無

注） 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS登録の有無について、いずれかに〇を付す。

「有」に〇を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に〇を付した場合は契約書の写しを添付すること。

0

当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙第４

工　　程　　表

工事名:

会社名:

			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
			10		20	10		20	10		20	10		20	10		20	10		20	10		20	10		20	10		20	10		20	10		20	10		20

■工程管理に対する技術的所見

令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

分任契約担当官
第366会計隊小倉派遣隊長
　平野　勇治　　殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

　弊社は、過去５年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

分任契約担当官
第366会計隊小倉派遣隊長
　　平野　勇治　　殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

　弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

入　札　書

￥　　（税抜）

品　　名	規　　格	単位	数量	単　価	金　　額
山田訓練場電力線補修工事	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
合　　計					
納　　地	山田訓練場	履行期限			令和9年3月31日
入札保証金	免　　除	契約保証金			免　　除

　上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

　また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年11月11日

分任契約担当官

陸上自衛隊小倉駐屯地

第３６６会計隊小倉派遣隊長　平野　勇治　殿

住　　所

会 社 名

代表者名

数　量　計　算　書

工事名：山田訓練場電力線補修工事

項　　目		規　　格	単位	数量	計　算　式			備　　考
電気設備工事								
1	**仮設工**							
(1)	樹木撤去	0	式	1.00			1.00	
1	**撤去工**							
(1)	腕金撤去	1200B　再使用しない	式	1.00			1.00	
(2)	電線撤去	OW100mm²×3　再使用しない	径間	5.00			6.00	
(3)	電線撤去	OW26mm²×2　再使用しない	径間	2.00			2.00	
(4)	電線撤去	CV100mm²×3　再使用しない	m	15.30	CP No.1+No.6	8+7.3	15.30	
(5)	電線撤去	CV5.5mm²×2　再使用しない	m	7.30	CP No.8		7.30	
(6)	電線管撤去	PE70　再使用しない	m	15.30	CP No.1+No.6	8+7.3	15.30	
(7)	電線管撤去	PE28　再使用しない	m	7.30	CP No.8		7.30	
(8)	開閉器箱ブレーカー撤去	MCCB 3P-100A　再使用しない	個	1.00	CP No.1		1.00	
2	**土工**							
(1)	掘削	機械土工（0.28m³）	m³	1.20		0.5+0.7	1.20	
(2)	埋戻し・締固め	機械土工（0.28m³）	m³	1.20		0.5+0.7	1.20	
3	**電灯設備**							
(1)	開閉器箱ブレーカー取付	MCCB 3P-100A	個	1.00	引込開閉器盤内		1.00	
4	**電力設備**							
(1)	鋼管柱	7m	個	2.00			2.00	
(2)	腕金	0	個	8.00			8.00	
(3)	支線	0	個	2.00			2.00	
(4)	屋外用電線（1径間45m）	DVR60mm²×3	径間	5.00			6.00	
(5)	屋外用電線（1径間16m）	DVR38mm²×3	径間	1.00			1.00	
(6)	屋外用電線（1径間45m）	DVR14mm²×2	径間	1.00			1.00	
(7)	屋外用電線（1径間26m）	DVR14mm²×2	径間	1.00			1.00	
(8)	屋外用電線（1径間13m）	DVR14mm²×2	径間	1.00			1.00	
(9)	屋外用電線	CV5.5mm²×2	m	7.60		5.3+1.6+0.7	7.60	
(10)	屋外用電線	CVT60mm²	m	12.30	CP No.1+No.6	7+5.3	12.30	
(11)	露出配管	G54	m	13.20		7+5.3+0.92	13.22	

数 量 計 算 書

工事名：山田訓練場電力線補修工事

項　　目		規　　格	単位	数量	計　算　式			備　　考
(12)	露出配管	G28	m	6.00		5.3+0.7	6.00	
(13)	埋設配管	FEP50	m	2.00			2.00	
(14)	埋設配管	FEP30	m	1.60			1.60	
産業廃棄物処分								
1	**産業廃棄物処分**							
(1)	産業廃棄物処分	0	式	1.0			1.00	